

# 姫路獨協大学博物館学芸員資格コース履修等に関する規程

(平成2年3月15日制定)

改正	平成 3年 12月 19日	平成 14年 1月 17日
	平成 5年 1月 28日	平成 14年 3月 14日
	平成 8年 12月 12日	平成 17年 3月 22日
	平成 11年 10月 21日	平成 23年 1月 20日
	平成 12年 3月 23日	平成 24年 3月 22日
	平成 13年 3月 22日	

## (目的)

第1条 姫路獨協大学学則（昭和62年4月16日制定）第44条の3の規定に定める博物館学芸員の資格を取得させるために必要な大学のコース（以下「学芸員資格コース」という。）の専門教育科目履修方法等は、この規程の定めるところによる。

## (履修方法)

第2条 本学において博物館学芸員資格取得のために必要とする専門教育科目の修得最低単位数は、別表第1に定めるところによる。

第3条 別表第1に定める博物館学芸員資格取得のための授業科目、単位数等については、別表第2に定めるところによる。

第4条 学芸員資格コースを履修しようとする者は、第2年次の所定の期日までに学芸員資格コース履修登録届を教務課に提出するとともに、所定の学芸員資格コース履修費を納付しなければならない。

2 教職課程履修費を既に納付して教職課程履修中の者については、学芸員資格コース履修費を免除する。

## (博物館実習)

第5条 博物館実習に参加しようとする者は、別に定める要件を満たしていなければならない。

2 博物館実習に参加しようとする者は、第4年次の所定の期日までに博物館実習参加届を教務課に提出するとともに、所定の博物館実習費を納付しなければならない。

## (指導及び助言)

第6条 学芸員資格コースの科目履修及び単位取得、博物館実習の参加、単位修得証明書の交付、学芸員採用試験の受験、博物館関係の就職相談等、学芸員一般に関する指導及び助言は全学教職課程委員会において行う。

## (雑則)

第7条 この規程の定めるもののほか、学芸員資格コースの履修に必要な事項については別に定める。

附 則（平成 2 年 規程第 7 号）

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 規程第 3 8 号）

この規程は、平成 3 年 1 2 月 1 9 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 規程第 3 9 号）

この規程は、平成 3 年 1 2 月 1 9 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 規程第 7 号）

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年 3 月 3 1 日以前に入学した者については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 規程第 1 6 号）

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、次の表の左欄に掲げる改正前の規程の別表第 2 に規定する科目の単位を修得した者は、博物館法施行規則の一部を改正する省令（平成 8 年文部省令第 2 8 号）附則第 3 項の規定により、右欄に掲げる改正後の規程の別表第 2 に規定する科目の単位を修得したものとみなす。

旧 規 程	新 規 程
博 物 館 学 （4 単位）	博 物 館 学 概 論 （2 単位） 博 物 館 経 営 ・ 情 報 論 （2 単位） 博 物 館 資 料 論 （2 単位）
教 育 原 理 （2 単位）	教 育 学 概 論 （2 単位）
社 会 教 育 （2 単位）	生 涯 学 習 概 論 I （2 単位）
視 聴 覚 教 育 （2 単位）	視 聴 覚 教 育 メ デ ィ ア 論 （2 単位）

附 則（平成 1 1 年 規程第 2 8 号）

この規程は、平成 1 1 年 1 0 月 2 1 日から施行し、平成 1 1 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 2 年 規程第 2 0 号）

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 規程第 2 0 号）

- 1 この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 2 年度及び平成 1 1 年度に入学した者については、改正後の別表第 2 の規定に

かわらず、なお従前の例による。ただし、改正前の別表第2 選択科目に「文化人類学」（4単位）及び「生態学」（4単位）を加える。

- 3 平成10年度以前に入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正前の別表第2 選択科目に「霊長類学」（4単位）を加える。

附 則（平成14年 規程第1号）

この規程は、平成14年1月17日から施行し、平成14年1月1日から適用する。

附 則（平成14年 規程第8号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年 規程第11号）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前に入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年 規程第2号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 規程第9号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者については、改正後の別表第1、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、次の表中新科目の欄に掲げる改正後の規程の別表第2に規定する科目の単位を卒業するまでに修得した者は、博物館法施行規則の一部を改正する省令（平成21年文部科学省令第22号）附則第4項の規定により、旧科目の欄に掲げる改正前の規程の別表第2に規定する科目の単位を修得したものとみなす。

新 科 目	旧 科 目
生涯学習概論Ⅰ（2単位）	生涯学習概論Ⅰ（2単位）
博物館学概論（2単位）	博物館学概論（2単位）

博物館経営論（2単位）	博物館経営・情報論（2単位）
博物館情報・メディア論（2単位）	視聴覚教育メディア論（2単位）
博物館資料論（2単位）	博物館資料論（2単位）
博物館教育論（2単位）	教育学概論（2単位）
博物館実習（3単位）	博物館実習（3単位）

- 4 この規程の施行の日前に、次の表中旧科目の欄に掲げる改正前の規程の別表第2に規定する科目の単位を修得した者は、博物館法施行規則の一部を改正する省令（平成21年文部科学省令第22号）附則第5項の規定により、新科目の欄に掲げる改正後の規程の別表第2に規定する科目の単位を修得したものとみなす。

旧 科 目	新 科 目
生涯学習概論Ⅰ（2単位）	生涯学習概論Ⅰ（2単位）
博物館学概論（2単位）	博物館学概論（2単位）
博物館経営・情報論（2単位）	博物館経営論（2単位）
視聴覚教育メディア論（2単位）	博物館情報・メディア論（2単位）
博物館資料論（2単位）	博物館資料論（2単位）
博物館実習（3単位）	博物館実習（3単位）